

業務指示書

インド国持続可能な山岳道路開発のための能力強化プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年7月12日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 関谷 貴子 Sekiya.Takako@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年7月17日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない、ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

- | |
|---|
| <p>注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。</p> <p>注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。</p> <p>注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。</p> <p>注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。</p> <p>注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。</p> <p>注6) 通訳団員については、補強を認めます。</p> |
|---|

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

<p>注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。</p>

<ul style="list-style-type: none">・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

<ul style="list-style-type: none">・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。
--

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：山岳地域における道路整備にかかる調査、計画、設計、施工監理、および維持管理に係る各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／斜面对策技術）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：山岳地域における斜面对策計画・設計
- 2) 対象国又は同類似地域：インド 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 トンネル技術】

- 1) 類似業務の経験：山岳地域における道路トンネルの計画・設計
- 2) 対象国又は同類似地域：インド 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 山岳道路橋梁技術】

- 1) 類似業務の経験：山岳地域における橋梁計画・設計
- 2) 対象国又は同類似地域：インド 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年7月28日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りま。）
- (3) 提出先・場所：

・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達部

・持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）

- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他（以下に記載の経費）

以下の費目の計上が必要となった場合は別見積りとする。

- (1) 本邦研修費
- (2) インド国内の移動に必要な航空賃
- (3) 機材費

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(INR1 = 1.7392 円 , US\$1 = 112.185 円 , EUR1 = 127.430 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 8月 1日(火) 14:00 ~ 17:00

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）本部 208会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／斜面对策技術
トンネル技術
山岳道路橋梁技術

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

30.89 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年8月21日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約
(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程
(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達
(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
インド国持続可能な山岳道路開発のための能力強化プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/斜面対策技術	(24.00)	(9.00)
ア) 類似業務の経験	9.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(ー)	(9.00)
カ) 類似業務の経験	ー	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	ー	1.00
ク) 語学力	ー	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	ー	2.00
コ) その他学位、資格等	ー	1.00
③体制、プレゼンテーション	(6.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	6.00
シ) 業務管理体制	ー	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： トンネル技術	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 山岳道路橋梁技術	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

インドには、全国で約 10.4 万 km (2016-17 Annual Report) の国道及び高速道路を含む、約 547 万 km (同) の道路があり、運輸部門のうち旅客輸送の 85%、貨物輸送の 65%を担う重要な運輸交通インフラとなっている。道路交通量は年率 7~10%、また車両登録台数は年率約 12%で増加しており、依然道路インフラの需要は高い。

このように、インドの経済成長のために道路開発が最も重要視されているなか、インド政府は全国の約 5.4 万 km を対象とした大規模な国道開発計画 (National Highways Development Project、以下「NHDP」という) を策定し、「黄金の四角形」、「東西・南北回廊」を軸とした全国の国道整備がインド国道庁 (National Highways Authority of India、以下「NHAI」という) などにより進められている。2014 年 12 月現在、NHDP で整備される予定の国道及び高速道路のうち約 49% (同) が完成している。

上記、整備済みの主要道路は主にインドの平野部に位置しているが、今後の国道及び高速道路網の整備の促進にあたり、道路交通省 (Ministry of Road Transport and Highways、以下「MoRTH」という) は、地方および国境地域における州内及び隣国との接続性向上を目指し、北東地域 (アルナーチャル・プラデーシュ州、アッサム州、メーガーラヤ州、マニプル州、ミゾラム州、ナガランド州、トリプラ州、シッキム州)、ウッタラカンド州、ヒマチャルプラデーシュ州、ジャンム&カシミール州等の山岳地域における国道開発を特に重要視している。

しかしながら、MoRTH 及びその傘下にある NHAI、国道インフラ開発公社 (National Highways and Infrastructure Development Corporation Limited、以下「NHIDCL」という) とともに、トンネル、橋梁、斜面对策等の山岳道路上の構造物、及び盛土等の道路土工の計画、設計、施工および管理運営といった技術的課題において、十分な経験を有していない状況にある。実際、質の低い山岳道路は、インドの地方部における経済活動において、重大なボトルネックとなっている。

このような状況のもと、今後の全国的な国道等の幹線道路網の拡充を図るにあたり、トンネル、橋梁、斜面对策、盛土等で構成された山岳道路の経済的で質の高い開発・建設のための計画、調査、建設、管理運営、防災計画、安全管理、環境配慮等にかかる能力向上のための技術協力プロジェクト「持続可能な山岳道路開発のための能力向上プロジェクト」(以下、「本プロジェクト」という) が要請された。JICA はこの要請に基づき、2015 年 9 月にかけて詳細計画策定調査を実施し、インド側関係機関と協議の上、協力コンポーネントの策定を行った。その後、双方政府内の手続きを経て、2015 年 12 月に本プロジェクトにかかる R/D (Record of Discussion) を締結した。

2016 年 4 月より、本プロジェクトが開始され、現在、長期専門家 2 名が現地に滞在し、プロジェクト活動を進めている。本業務は、インド国側カウンターパートおよび長期専門家と協調しつつ、インド国における山岳道路開発の課題および問題点を把握した上で、山岳道路開発に必要な各種ガイドラインを作成することを目的とする。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

持続可能な山岳道路開発のための能力向上プロジェクト

(2) 上位目標

山岳道路が作成されたガイドラインを用いて適切に開発・維持管理される。

【指標】

- ①山岳道路開発プロジェクトのうち、少なくとも4つの区間がプロジェクトで整備されたガイドラインを使って計画／建設／改良される。
- ②山岳道路のうち、少なくとも4つの区間がプロジェクトで作成された運営・維持管理ガイドラインを使って運営・維持管理が実施される。

(3) プロジェクト目標

持続可能な山岳道路開発にかかる関係機関の能力が向上する。

【指標】

- ①プロジェクトで作成されたガイドラインを使いモデル活動が実施される。
- ②中心となるカウンターパート職員が山岳道路開発に関する研修で講師ができるようになる。

(4) 期待される成果

成果1. 山岳道路に関する課題が明らかになり、山岳道路開発に係る人材の能力が向上する。

成果2. 山岳道路の設計・建設にかかるガイドラインが整備される。

成果3. 山岳道路の運営・維持管理にかかる基盤が整備される。

(5) 活動の概要¹

【成果1 関連】

- 1-1 既存の山岳道路にかかる情報を収集・分析し、山岳道路に関する課題を明らかにするとともに、要請があった場合には災害地域に対する最適な解決方法を特定する。
- 1-2 代表的路線の現地踏査を実施する。
- 1-3 山岳道路の調査及び計画のガイドラインを作成する。
- 1-4 山岳道路整備に関する契約制度・管理の現状の課題を分析し、適切な方法を検討する。
- 1-5 山岳道路に関するセミナーや研修等のモデル活動を IAHE と協力して実施する²。

【成果2 関連】

- 2-1 既存の山岳道路の設計・建設基準に関する情報を収集・分析し、課題を明らかにする。
- 2-2 トンネル設計・建設ガイドラインを改善する。
- 2-3 土工設計・建設ガイドライン（排水計画、斜面对策、盛土など）を作成する。
- 2-4 高橋脚橋梁の設計・建設ガイドラインを作成する。

【成果3 関連】

- 3-1 既存の山岳道路の運営・維持管理に関する情報を収集・分析し、課題を明らか

¹ 受注者は、これら活動のうち成果2関連の活動を中心に実施する。詳細については、「5. 業務の実施方針及び留意事項」(1) プロジェクトの実施体制を参照のこと。

² 本活動は、成果1関連に限らず成果2関連及び成果3関連の活動として実施する。

かにする。

3-2 危機管理を含む山岳道路の運営・維持管理ガイドラインを作成する。

(6) 対象地域

インド全国（主要な活動場所は首都デリーの MoRTH、NHAI 及び NHIDCL 内）

(7) 関係官庁・機関

道路交通省（Ministry of Road Transport and Highways）

国道庁（National Highways Authority of India）

国道インフラ開発公社（National Highways and Infrastructure Development Corporation Limited）

各州政府公共事業局（Public Works Department in each state government）

(8) プロジェクト期間

2016 年 4 月～2021 年 3 月（60 ヶ月）

3. 業務の目的

「インド国持続可能な山岳道路開発のための能力向上プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、JICA が 2015 年 12 月 31 日に MoRTH と締結した R/D（Record of Discussions）に基づいて実施される「インド国持続可能な山岳道路開発のための能力向上プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 業務の実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 業務の実施方針及び留意事項

(1) 日本側のプロジェクト実施体制

本プロジェクトにおいて、日本側は「チーフアドバイザー／山岳道路開発」「山岳道路技術／業務調整」の 2 名の長期専門家（JICA 直営）と本業務のコンサルタント（以下「受注者」という）による体制となる。

長期専門家のうち、「チーフアドバイザー／山岳道路開発」専門家は本プロジェクト全体の総括及び成果 1 にかかる活動のうち「山岳道路の調査及び計画ガイドラインの作成」、「山岳道路整備に関する契約制度・管理」を主体的に実施する。「山岳道路技術」専門家については、プロジェクト全体の調整、成果 3 にかかる活動を主体的に実施するとともに、作成された技術基準類の成果監理も行うことを想定している。業務調整という名称が付与されているものの、技術協力プロジェクトにおける一般的な業務調整とは異なり、2 名の長期専門家と本業務受注者（以下「受注者」という）をつなぎ、プロジェクト全体の取りまとめを行うことが期待されている。

受注者のうち、2名の専門家が主体的に作成することを想定している「山岳道路の調査及び計画ガイドライン」、「山岳道路の運営・維持管理ガイドライン」の作成に関連する技術団員は、2名の長期専門家と共同でこれらのガイドラインの作成に係る活動を行うこととする。

2名の長期専門家と受注者の役割分担は下表の通りである。◎の業務については、主担当としてその活動に関する取りまとめまで行うことを想定している。○の業務については、取りまとめを行わないものの、活動自体は行うこととなる。また、空欄の業務についても、必要に応じてサポートすることが期待される。

下表の通り、受注者は、成果1に係る活動のうち担当分野に係る「山岳道路の情報収集・分析、課題抽出等」、「山岳道路の現地踏査」及び「モデル活動」、並びに成果2に係る活動を中心に実施する。2名の長期専門家の指示命令系統には入らず、受注者への指示は機構本部の業務主管部所が行うものとする。一方、現地業務においては、2名の長期専門家との間で、日常的にコミュニケーションを十分に取ることが求められる。

本プロジェクトの活動	長期専門家		短期専門家
	省庁推薦		受注者
	チーフアドバイザー/ 山岳道路開発	山岳道路技術/業務 調整	技術分野
成果1. 山岳道路に関する課題が明らかになり、山岳道路計画策定のための基盤が整備される。			
1-1 既存の山岳道路にかかる情報を収集・分析し、山岳道路に関する課題を明らかにするとともに、要請があった場合には災害地域に対する最適な解決方法を特定する。	◎	◎	◎
	※それぞれの担当分野に基づき役割分担する。		
1-2 代表的路線の現地踏査を実施する。	◎	◎	◎
	※それぞれの担当分野に基づき役割分担する。		
1-3 山岳道路の調査及び計画のガイドラインを作成する。	◎		○
1-4 山岳道路整備に関する契約制度・管理の現状の課題を分析し、適切な方法を検討する。	◎	○	○
1-5 山岳道路に関するセミナーや研修等のモデル活動をIAHEと協力して実施する。	◎	◎	◎
	※それぞれの担当分野に基づき役割分担する。		
成果2. 山岳道路の設計・建設にかかるガイドラインが整備される。			
2-1 既存の山岳道路の設計・建設基準に関する情報を収集・分析し、課題を明らかにする。	○	○	◎
2-2 トンネル設計・建設ガイドラインを改善する。		○	◎
2-3 土工設計・建設ガイドライン(排水計画、斜面対策、高盛土など)を作成する。		○	◎
2-4 高橋脚橋梁の設計・建設ガイドラインを作成する。		○	◎
成果3. 山岳道路の運営・維持管理にかかるガイドラインが整備される。			
3-1 既存の山岳道路の運営・維持管理に関する情報を収集・分析し、課題を明らかにする。	○	◎	○
3-2 危機管理を含む山岳道路の運営・維持管理ガイドラインを作成する。		◎	○

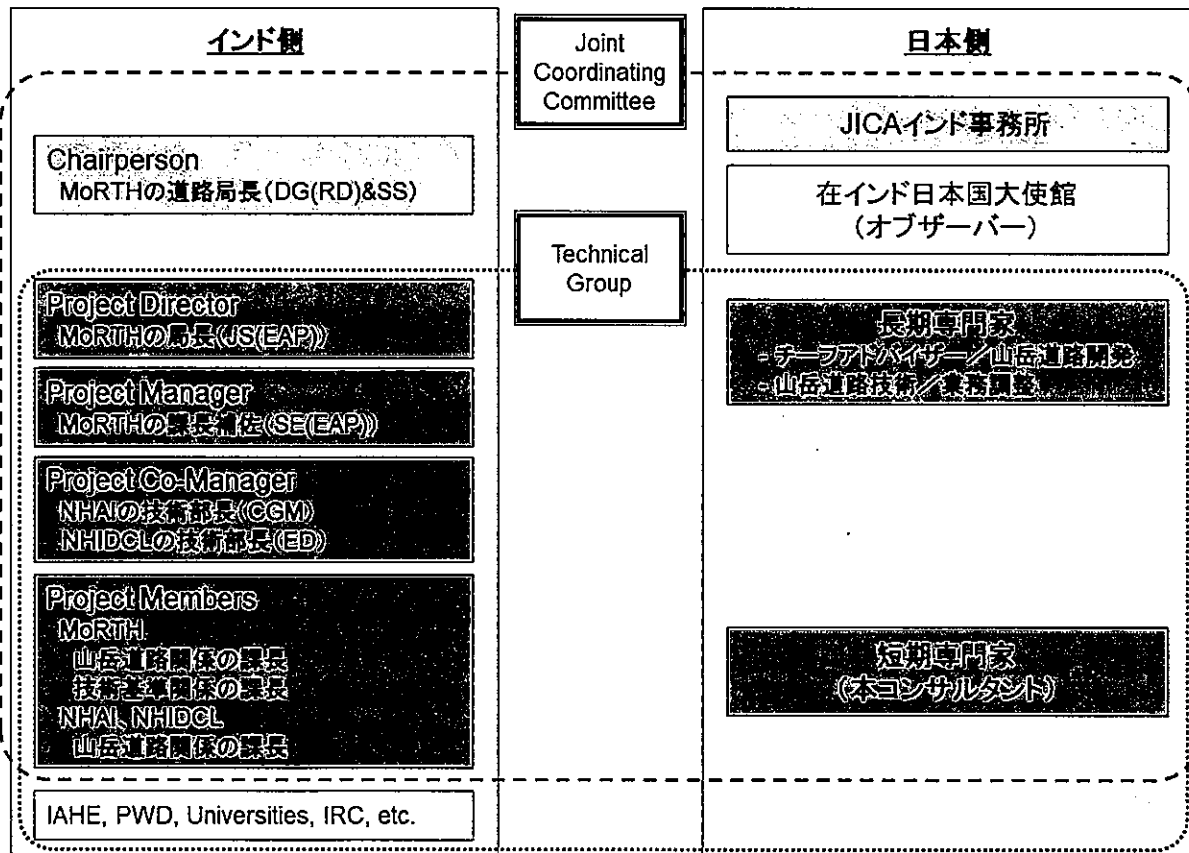
(2) JCC について

インド側の主要カウンターパートとなる MoRTH の局長 (JS : Joint Secretary) がプロジェクト・ディレクター (Project Director) に、課長補佐 (SE : Superintending Engineer) が実質的な業務実施の中心となるプロジェクト・マネージャー (Project Manager) に配置されている。また、カウンターパートである NHAI、

NHIDCL から、それぞれ技術部長 (CGM : Chief General Manager (NHAI)、ED : Executive Director (NHIDCL)) がプロジェクト・マネージャーとして配置されている。

本プロジェクトの JCC は、上記で述べたインド側カウンターパートと、受注者、2名の長期専門家及び JICA から構成される。また、JCC の議長は MoRTH の道路局長 (DG(RD)&SS : Director General (Road Development) & Special Secretary) が務めることとなっている。

本プロジェクトの主な活動は、山岳道路に関するガイドライン等の整備であり、成果達成のためには MoRTH、NHAI、NHIDCL 以外の技術者の関与が必要不可欠である。そこで、MoRTH、NHAI、NHIDCL の山岳道路、技術基準関係の技術者に、必要に応じて次の (3) で説明するメンバーを加えた技術グループ (Technical Group) を設定することとした。JCC メンバーと技術グループメンバーの関係は概念図のとおり。



(3) 技術グループについて

インドの山岳道路整備の実施機関は、NHAI、NHIDCL 以外に州政府の公共事業局 (PWD : Public Works Department) がある。山岳道路のガイドラインの整備や、それらがインドで広く活用されるためには、技術基準類の整備段階で PWD の関与が必要不可欠となる。この他に、インドの道路技術者への研修を担当するインド道路技術者研修所 (IAHE : Indian Academy of Highway Engineers)、道路関係の技術基準類を管理・運営するインド道路協会 (IRC : Indian Road Congress)、各大学等

の関与を促すことで、効率的な技術基準類の整備及びその普及が可能となると想定される。このため、MoRTH、NHAI、NHIDCL の主要カウンターパートに、これらの関係組織を必要に応じて招へいし、議論する場としてプロジェクトの中で技術グループ (TG : Technical Group) を組織している。TG は、現在は関係機関との議論、情報収集・提供及びプロジェクトの活動に関する方向性を決める場として、月 1 回程度開催している。

(4) プロジェクトの基本的方向性

本プロジェクトでは、インドの現状をふまえ、山岳道路の整備、運営・維持管理のための関係機関の能力強化を目的として、①既存の山岳道路にかかる情報収集・分析、及び災害地域に対する最適な解決方法の特定、②山岳道路の調査及び計画のガイドラインの作成、③山岳道路の設計及び建設のガイドラインの作成、④山岳道路の運営・維持管理ガイドラインの作成、⑤②～④にかかるモデル活動 (Model Activities) の実施、の 5 点を中心に実施する。

R/D において、本プロジェクトの実施期間は「5.0 年間 (60 カ月間)」としており、最初に長期専門家が派遣された 2016 年 4 月から 2021 年 3 月がプロジェクト期間となる。なお、「チーフアドバイザー／山岳道路開発」、「山岳道路技術／業務調整」分野の 2 名の長期専門家はプロジェクト完了 (2021 年 3 月) まで派遣される予定である。

受注者は、2 名の長期専門家と協力し、プロジェクトで本格的に技術ガイドラインの作成開始が想定される 2017 年 8 月から 10 月までの間に、既存技術基準のレビュー、インド山岳道路及びそのプロジェクトの確認と技術的な問題・課題分析、及び MoRTH 等の関係機関の技術者の能力などのベースライン調査を行う。この結果を基に、本プロジェクトの詳細な活動計画を策定するとともに、必要に応じて PDM や PO の見直しを行って JCC で協議する。その後、2017 年 10 月から 2019 年 3 月にかけて、本プロジェクトの核となる山岳道路の設計・建設にかかる技術ガイドライン (トンネル、高橋脚橋梁、土工 (斜面对策、盛土、排水計画)) の作成を行うとともに、2 名の長期専門家が主体的に実施する山岳道路の計画・調査及び運営・維持管理にかかる技術ガイドラインの作成支援を行う。なお、カウンターパートは、技術ガイドラインの中に特定のプロジェクトをモデルケースとして技術ガイドラインに含めるべき技術を適用した「モデルケース」を含めることを要望されており、技術ガイドラインの作成においてはこれに留意し、積極的に取り込むこと。加えて、この間にその後に実施する具体的なモデル活動についても具体化することとする。

その後、2019 年 4 月頃から 2020 年 3 月頃まで山岳道路技術及びそのガイドラインに関するモデル活動を行う。モデル活動は、5. (8) に示す通り、研修、セミナー、パイロットプロジェクト (OJT) 等を想定しているが、具体的な活動は 2 名の長期専門家と協力して決定すること。また、モデル活動の中で、セミナー形式により山岳道路に関連した関係機関及び各州政府に対する作成した技術ガイドラインの周知・意見徴収を行うこととする。

モデル活動後の 2020 年 4 月以降は、モデル活動及び関係機関や各州政府との議論及び徴収した意見を基に、技術ガイドラインを最終化する。

(5) 広報について

本プロジェクトの実施にあたっては、現地調査、モデル活動等の各種活動を、既

に我が国が実施中の関連案件と共にメディアを通じて発信することを想定している。また、JICA「ODA 見える化サイト」は本プロジェクトの情報が掲載中であり、適宜情報のアップデートが必要である。加えて、MoRTH のオフィシャル・サイトや MoRTH の年報 (Annual Report) に活動内容を掲載することもカウンターパートと協議中である。受注者は、本プロジェクトにおける広報の方法についてプロポーザルで提案すること。

(6) 山岳道路の整備、運営・維持管理の現状及び課題について

インドで山岳道路の整備、運営・維持管理に係る代表的なガイドラインとして下記が挙げられる。

- ・ Hill Road Manual (IRC:SP:48、1998 年)
- ・ Guidelines for Road Tunnel (IRC:SP-91、2010 年)
- ・ Engineering guidelines on landslide mitigation measures for indian roads (IRC:SP-106、2015 年)

Hill Road Manual は斜面对策工等の記載が概念程度、Guidelines for Road Tunnel はトンネル設備や管理運営方法等が不十分内容など、より質の高い山岳道路の整備・運営維持管理に向け、現実的に使用しやすい技術ガイドラインを整備、改定が必要である。

また、インドでは建設工事は民間の建設会社に外注して実施されており、外国企業が工事を受注することも少なくない。インドの山岳道路の整備は北部地域、北東部地域が先行して行われているため、これらの外国企業やそれと共同で工事を実施する一部の会社、技術者には建設技術が個人の経験、知識として蓄積されているが、全国的には経験が少ないため、適切な山岳道路の事業展開が行われていないのが現状である。このため、研修等を通じた組織としての能力向上を図ることが必要となってくる。

加えて、インドの国道の運営・維持管理は、民間の道路事業者 (Concessionaire) または州政府から民間企業に外注して行われていることが多い。インドの国道の維持管理業務は Maintenance of Road (MoRTH Manual、1983 年) に基づいて行われていることが多いが、技術基準としては古いため、新たな技術の導入、道路点検等の内容や頻度、損傷の評価等に加えて、山岳道路の運営・維持管理では必須となるトンネル運営、斜面对策のモニタリング及び維持管理、山岳道路に必要な気象観測設備、災害時の情報提供を行うための道路情報提供設備等の道路附帯設備計画、山岳道路全体の災害対応とその運営 (通行止め、情報提供等) 等を含めた、総合的な維持管理マニュアルの作成が必要となる。

(7) 対象とする技術基準類について

本プロジェクトでは、5.(4) の通り山岳道路の整備、運営・維持管理に関する各種技術ガイドラインを活動の中で作成する計画としている。具体的に作成する技術ガイドラインは下記の通りである。

- ・ 山岳道路の調査・計画ガイドライン：成果 1
- ・ トンネル設計・建設ガイドライン：成果 2
- ・ 土工 (斜面对策、盛土、排水計画) 設計・建設ガイドライン：成果 2
- ・ 高橋脚橋梁設計・建設ガイドライン：成果 2
- ・ 山岳道路の運営・維持管理ガイドライン：成果 3

具体的に5つの技術ガイドラインを作成するかは未定だが（例えば、運営・維持管理ガイドラインは設計・建設ガイドラインに含む等）、技術ガイドラインの内容には上記5つの内容を含むこととする。

(8) モデル活動 (Model Activities) について

本プロジェクトでは、作成する技術ガイドラインの普及、技術指導及び効果検証のため、モデル活動 (Model Activities) を実施する計画である。モデル活動は、ガイドラインを作成するため、またはガイドラインの効果検証のために行う種々の活動のことで、広義には研修 (本邦研修を含む)、セミナー、パイロットプロジェクト (OJT) を含む。特に、ガイドライン作成後にインド側技術者を対象とした研修による技術ガイドライン及びそれらの技術の普及は、インド側より強く要望されているため、積極的に行っていく。なお、インド国内での研修の実施のためには、インド道路技術者研修所 (IAHE) との協力が不可欠である。

モデル活動は、2名の長期専門家が主体的に実施する予定であるが、受注者は長期専門家と協力してモデル活動の実施を積極的に支援すること。現時点では、具体的なモデル活動の内容について、インド側と議論している段階であるため、インドの現状もふまえ、本プロジェクトの実施に際し、必要なモデル活動が想定される場合には、それらの活動についてプロポーザルの中で提案すること。

なお、パイロットプロジェクト (OJT) は積極的にモデル活動に含めていく計画であるが、現時点で対象サイト、OJTの内容は決定していないため、これに必要な費用については、別途契約変更で対応することとし、当初の見積りに含める必要はない。また、OJTの実施に必要な日本側専門家以外の費用 (インド側技術者の経費 (旅費、日当等)、建設費等) についても、インド側により負担される予定であり、日本側は技術的支援にとどめることを想定している。

しかしながら、本プロジェクトの活動の一環として実施されることから、パイロット事業等による建設工事の実施にあたって、受注者は「ODA 建設工事安全管理ガイドランス」(2014年9月) や作成される「工事中の安全対策要領」に準じた工事安全管理をインド側に行うよう指導すること。

(9) 機材について

本プロジェクトの活動は、主には技術ガイドラインの作成であるため、特段の機材の調達は想定していない。インドの現状もふまえ、本プロジェクトの実施に際し、必要な機材が想定される場合には、それらの機材についてプロポーザルの中で提案すること。その場合は、当該機材価格 (輸送費等必要機材を含む) を別見積として計上すること。

(10) オフィススペースについて

現在、インド側より「チーフアドバイザー／山岳道路開発」専門家用に NHIDCL の建物内に1室 (定員2名程度)、「山岳道路技術／業務調整用」専門家用に NHA の建物内に1室 (定員5~6名程度) の執務スペースが提供されており、カウンターパートへは、受注者用に別の執務スペースを用意することを要請している。しかしながら、新たな部屋が用意されるのは時間がかかる可能性があるため、本業務開始後、新たな執務スペースが用意されるまでの間は、受注者は長期専門家の執務スペース (NHA) を共同使用することとする。なお、机や椅子などの基礎的な備品は

用意される予定である。このため、上記の執務室賃貸料については、その費用を見積りに含める必要はないが、万が一先方都合により用意されなかった場合は、別途契約変更で対応する。

(11) 本邦研修について

本プロジェクトでは、プロジェクト期間中5回の本邦研修（年1回の実施、各回2週間、10名程度）を予定している。2017年度、第1回の本邦研修は2017年5月に実施済みであり、第2回は2017年11月頃の実施を想定している。

本研修は、日本での山岳道路分野における政策、技術及びその基準等に関する経験や教訓を得ることを目的としているものの、プロジェクト終了後の長期的な視点に立ち、その他我が国の関連する道路・橋梁分野のプロジェクトに関連する技術等についての知見を得られる場とすることも想定している。

本研修については、基本的に2名の長期専門家が直営で実施し、本業務での内包化は想定していないが、受注者は、研修計画の作成、実施において、情報提供等を通じて2名の長期専門家を支援すること。一方、現地での業務に加え、本邦研修も活用して技術移転を行うことがより効果的と判断される場合には、必要と考えられる研修分野、研修内容、実施時期・人数・内容及び想定される受入先（現時点での内諾取付けは不要）等についてプロポーザルにて提案することとする。なお、大まかな時期・規模感は上記のとおりであるが、研修内容等に鑑み、より適切な規模を応募者の提案に基づき設定することを妨げるものではない。なお、本邦研修に係る費用は別見積りとして計上すること。

(12) モニタリングについて

プロジェクト実施にあたっては、定期的に報告・協議すべき共通のモニタリング項目を定めた Monitoring sheet（JICA 指定フォーム有・配布資料参照）を基に日常的な事業モニタリングを行うこととする。具体的な項目としては、活動報告のほか、成果発現状況、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要素、がある。受注者は、毎年4月と10月を目途に、2名の JICA 専門家及びカウンターパート機関と共同で Monitoring Sheet を作成し、JCC（Joint Coordinating Committee）等で議論、承認を得たうえで、JICA インド事務所に提出する。なお、モニタリングのための材料となるベースライン調査と進捗状況調査は、2名の長期専門家が全体を取りまとめることを想定しているが、各担当分野におけるモニタリング自体はそれぞれの分野の専門家が実施することとする。また、モニタリング実施にあたっては、プロジェクト終了時に作成される事業完了報告書やその後の事後評価も見据えて、必要と判断される場合には PDM の変更について JICA に提案すること。

(13) 事業完了報告書の作成について

受注者は、プロジェクト終了時に受注者の活動結果を取りまとめる事業完了報告書を作成する。本報告書はあくまで受注者業務部分のみを対象とするものの、作成にあたっては、2名の長期専門家と協力し、整合性を取るよう留意すること。また、本報告書は原則として和文および英文を作成する。

(14) C/P のオーナーシップの確保

本プロジェクトは、ガイドラインを作成することもさることながら、業務実施のプロセスにおいて如何にカウンターパートの能力を向上させるかが最も重要である。

受注者は、インド側関係機関の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用していくことができるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫するものとする。特にガイドラインの作成にあたっては、インド側が内容を主体的に検討し、将来的には自ら改訂を検討できるような環境作りに努めること。

また、プロジェクト成果の定着のためには、作成したガイドラインについて MoRTH や IRC からの承認を得ること、IAHE の研修を通じた普及、及びインド側の予算確保に向けた啓発活動も必要になる。本プロジェクトでは、これらの活動は 2 名の長期専門家が主体的に先方へ働きかけを行うことが期待されるが、受注者も、JCC 等を活用しながら、先方への働きかけを行うこと。

(15) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、カウンターパートのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方カウンターパートとの合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

6. 業務の内容

全体に係る活動

(1) ワークプランおよび Monitoring Sheet の作成・協議

本プロジェクトの詳細計画策定調査を含む既存の関連資料・情報等を整理したうえで、詳細な業務内容及びスケジュールを検討し、2 名の長期専門家と協力してワークプランおよび Monitoring Sheet Ver.2 に取りまとめる。また、内容をインド側に説明・協議し、JCC にて基本的了解を得る。Monitoring Sheet については、Ver.1 は 2017 年 4 月時点で 2 名の長期専門家により作成済みであり、この後 6 か月おきに先方実施機関と協同で更新版を作成し、JICA インド事務所に提出する。

(2) JCC の開催

以下の業務を目的に、先方政府が主体となって、6 ヶ月に 1 回（必要に応じて追加の開催もありうる）の開催頻度を目途に JCC を実施する。JCC は、毎年 4 月と 10 月に実施する予定である。JCC の議長は MoRTH の DG(RD)&SS が務める。

- ・ PDM に基づき、ワークプランについて議論し承認する。
- ・ 全体の進捗をレビューしたうえでモニタリングと評価を実施し、必要に応じて PDM や計画を修正する。
- ・ プロジェクト実施にあたってのその他の重要な問題について議論する。

(3) 本邦研修実施への支援

本邦研修に関し、応募者が提案する本プロジェクトで実施すべき研修内容及び受入先の案についてまとめ、2名の長期専門家と協力して研修内容、行程を固める。第1回の本邦研修は2017年5月に実施済、第2回は2017年11月頃に実施予定であり、2018年以降も年1回実施する。加えて、本邦研修実施時は、前後にインド側で1週間程度の研修を行うことで、より本邦研修の効果を高める取組みも行っている。

なお、本研修を所管するJICAの国内機関は、研修内容及び研修受入先などを勘案して決定され、2017年11月分は東京国際センター（JICA 東京）での所管が予定されている。受注者は、本邦研修の実施に先立ち、2名の長期専門家と協力して、研修内容・日程、受入先との調整、研修員人選等、研修実施期間中及び終了後のフォローを行うこととする。

(4) モニタリングの実施

本プロジェクト内で2名の長期専門家及び本業務の受注者が実施する各活動の進捗、技術的な内容の修得と活用状況をMoRTH等のインド側実施機関と共に定期的にモニターし、モニタリングシートを作成する。モニタリング及びモニタリングシートの作成は、受注者が主体的に実施することとするが、2名の長期専門家と協力して実施すること。その後、モニタリングシートを基に、その結果をJCCにおいてMoRTH等の実施機関と共に報告する。

(5) 事業完了報告書の作成

本業務終了時に、契約全期間の活動状況を取りまとめ、事業完了報告書を作成する。

成果1に係る活動³

(6) 既存山岳道路の現地踏査、課題の抽出

2名の長期専門家と協力して、既存山岳道路及びそのプロジェクトの現地踏査、課題の抽出を行い、問題点に対する最適な解決策をインド側実施機関へ提案する。なお、本現地調査の対象となる代表的な既存山岳道路は、現在2名の長期専門家がインド側実施機関と協議中であるが、北部州、北東州、西ベンガル州、南部州より、約8～10路線が選定される予定である。

これらの現地踏査及び解決策の提案の内容は、モデルケースとして各技術ガイドラインに反映されることとなる。

(7) 日本および他国の山岳道路の計画及び調査技術の紹介

「チーフアドバイザー／山岳道路開発」専門家と協力して、セミナー等を通じて、日本およびインドの参考になり得る他国の山岳道路の計画及び調査の技術について、実例と共に紹介する。なお、現段階で想定される、紹介すべき計画・調査にか

³ 成果1に係る活動のうち、モデル活動（ワークショップ、研修、セミナー等）は、受注者の担当分野であっても2名の長期専門家が主体的に実施することとし、モデル活動に関する費用は見積書への計上は不要。実施の段階で、費用が必要となった場合には契約変更で対応する。受注者は、技術的な情報の提供、研修講師、モデル活動結果のとりまとめなどを通じて提供することで活動に参加する。また、パイロットプロジェクト（OJT）の規模等はプロジェクト開始後に決定することから、パイロットプロジェクト（OJT）に関する費用も見積書への計上は不要。これは、成果2、成果3に係るモデル活動についても同様とする。

かる技術があれば、プロポーザルで提案すること。

(8) 山岳道路の調査及び計画のガイドライン（案）の作成

「チーフアドバイザー／山岳道路開発」専門家と協力して、山岳道路の調査及び計画のガイドラインを作成する。作成したガイドラインについては、ワークショップ等を通じてインド側の実施機関（MoRTH、NHAI、NHIDCL）、各州政府、IAHE等の関係機関等へ普及するとともに、議論・意見徴収を行う。

(9) 山岳道路の調査及び計画のガイドラインの更新

「チーフアドバイザー／山岳道路開発」専門家と協力して、6.（7）で聴取したインド側関係機関の意見を基に、山岳道路の調査及び計画のガイドラインを更新する。

(10) モデル活動の実施

作成・更新したガイドラインに基づき、研修、セミナー、パイロットプロジェクト（OJT）等のモデル活動を実施する。パイロットプロジェクト（OJT）は、ガイドラインを作成・更新した時点で、インド側により実施されている山岳道路プロジェクトから選定することとし、JICAによるプロジェクトの実施及び費用負担は想定していない。なお、必要に応じてパイロットプロジェクト（OJT）等のモデル活動の結果に基づき、ガイドラインを再度更新し、最終化することとする。

加えて、最終化したガイドラインは、2名の長期専門家及びMoRTH等のインド側実施機関により、セミナー、研修等を通じて各州政府、IAHE等の関係機関、及びそれらに所属する技術者へ配布、普及する予定であることから、これらに必要な資料も、「チーフアドバイザー／山岳道路開発」専門家と協力して作成することとする。最終化したガイドラインは、関係機関へ配布する2020年6月頃までに最終化したガイドラインがインド側に承認されていることが望ましい。

(11) 山岳道路に適用すべき契約方式及びその管理手法の検討

2名の専門家が協力して実施する（ただし、主体的に実施するのは「チーフアドバイザー／山岳道路開発」専門家）山岳道路に適用すべき契約方式及びその管理手法の検討について、日本やインドに参考となり得る他国の事例の収集等を支援する。

成果2に係る活動

(12) 山岳道路の設計及び建設にかかる情報収集、課題抽出

山岳道路の設計及び建設にかかる既存の技術基準類、または実際のインドの山岳道路プロジェクトで適用されている技術基準等の現状を調査し、課題を抽出する。本活動は、受注者が主体的に実施することとなるが、2名の長期専門家、特に「山岳道路技術／業務調整」専門家と十分に調整すること。

(13) 日本および他国の山岳道路の設計及び建設技術の紹介

セミナー等を通じて、日本およびインドの参考になり得る他国の山岳道路の設計及び建設の技術について、実例と共に紹介する。なお、現段階で想定される、紹介

すべき設計・建設にかかる技術があれば、プロポーザルで提案すること。

(14) 山岳道路の設計及び建設のガイドライン（案）の作成

山岳道路の設計及び建設（トンネル（トンネル設備を含む）、土工（斜面对策、盛土、排水計画を含む）、高橋脚橋梁のガイドラインを主体的に作成する。作成したガイドラインについては、ワークショップ等を通じてインド側の実施機関（MoRTH、NHAI、NHIDCL）、各州政府、IAHE 等の関係機関等へ普及するとともに、議論・意見徴収を行う。本活動の実施に際しては、2名の長期専門家、特に「山岳道路技術／業務調整」専門家と十分に調整すること。

(15) 山岳道路の設計及び建設のガイドラインの更新

6. (14) で徴収したインド側関係機関の意見を基に、山岳道路の設計及び建設のガイドラインを更新する。本業務の実施に際しては、2名の長期専門家、特に「山岳道路技術／業務調整」専門家と十分に調整すること。

(16) モデル活動の実施

作成・更新したガイドラインに基づき、研修、セミナー、パイロットプロジェクト（OJT）等のモデル活動を実施する。パイロットプロジェクト（OJT）は、ガイドラインを作成・更新した時点で、インド側により実施されている山岳道路プロジェクトから選定することとし、JICA によるプロジェクトの実施及び費用負担は想定していない。なお、必要に応じてパイロットプロジェクト（OJT）等のモデル活動の結果に基づき、ガイドラインを再度更新し、最終化することとする。

加えて、最終化したガイドラインは、2名の長期専門家及び MoRTH 等のインド側実施機関により、セミナー、研修等を通じて各州政府、IAHE 等の関係機関、及びそれらに所属する技術者へ配布、普及する予定であることから、これらに必要な資料も作成することとする。最終化したガイドラインは、関係機関へ配布する 2020 年 6 月頃までにインド側に承認されるよう、インド側関係者にも働きかけを行う。

本業務の実施に際しては、2名の長期専門家、特に「山岳道路技術／業務調整」専門家と十分に調整すること。

成果 3 に係る活動

(17) 山岳道路の運営及び維持管理にかかる情報収集、課題抽出

「山岳道路技術／業務調整」専門家と協力して、山岳道路の運営及び維持管理にかかる既存の技術基準類、または実際のインドの山岳道路プロジェクトで適用されている技術基準等の現状を調査し、課題を抽出する。

(18) 日本および他国の山岳道路の運営及び維持管理技術の紹介

「山岳道路技術／業務調整」専門家と協力して、セミナー等を通じて、日本およびインドの参考になり得る他国の山岳道路の運営及び維持管理の技術について、実例と共に紹介する。なお、現段階で想定される、紹介すべき運営・維持管理にかかる技術があれば、プロポーザルで提案すること。

(19) 山岳道路の運営及び維持管理のガイドライン（案）の作成

「山岳道路技術／業務調整」専門家と協力して、山岳道路に必要な気象観測設備、災害時に情報提供を行うための情報提供設備を含む道路付帯施設等の施設計画を含む山岳道路の運営及び維持管理のガイドラインを作成する。作成したガイドラインについては、ワークショップ等を通じてインド側の実施機関（MoRTH、NHAI、NHIDCL）、各州政府、IAHE 等の関係機関等へ普及するとともに、議論・意見聴取を行う。

(20) 山岳道路の運営及び維持管理のガイドラインの更新

「山岳道路技術／業務調整」専門家と協力して、6. (19) で徴収したインド側関係機関の意見を基に、山岳道路の運営及び維持管理のガイドラインを更新する。

(21) モデル活動の実施

作成・更新したガイドラインに基づき、研修、セミナー、パイロットプロジェクト（OJT）等のモデル活動を実施する。パイロットプロジェクト（OJT）は、ガイドラインを作成・更新した時点で、インド側により実施されている山岳道路プロジェクトから選定することとし、JICA によるプロジェクトの実施及び費用負担は想定していない。なお、必要に応じてパイロットプロジェクト（OJT）等のモデル活動の結果に基づき、ガイドラインを再度更新し、最終化することとする。

加えて、最終化したガイドラインは、2名の長期専門家及び MoRTH 等のインド側実施機関により、セミナー、研修等を通じて各州政府、IAHE 等の関係機関、及びそれらに所属する技術者へ配布、普及する予定であることから、これらに必要な資料も、「山岳道路技術／業務調整」専門家と協力して作成することとする。上記最終化したガイドラインは、関係機関へ配布する 2020 年 6 月頃までにインド側に承認されていることが望ましい。

7. 成果品等

(1) 進捗報告にかかる成果品

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、事業完了報告書とし、(2) の技術協力成果品を添付するものとする。なお、ワークプラン及び Monitoring Sheet Ver.2～7 は、2名の長期専門家と協力して作成すること。

成果品	時期等	言語・部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	和文 5 部
ワークプラン	業務着手時	英文 10 部
Monitoring Sheet Ver.2	2017 年 10 月	英文 5 部
Monitoring Sheet Ver.3	Ver.2 提出の 6 カ月後	英文 5 部
Monitoring Sheet Ver.4	Ver.3 提出の 6 カ月後	英文 5 部
Monitoring Sheet Ver.5	Ver.4 提出の 6 カ月後	英文 5 部
Monitoring Sheet Ver.6	Ver.5 提出の 6 カ月後	英文 5 部
Monitoring Sheet Ver.7	Ver.6 提出の 6 カ月後	英文 5 部
事業完了報告書 (C/R)	業務終了時	英文 15 部 和文サマリー 10 部 CD-R 5 枚

事業完了報告書については製本することとし、その他の成果品等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

（２）技術協力成果品等

受注者は、2名の長期専門家と協力して以下の資料を作成し、提出すること。なお、提出に当たっては、事業完了報告書に添付して提出することとする。

- ア 山岳道路の調査・計画ガイドライン
- イ トンネル設計・建設ガイドライン（トンネル施設設計を含む）
- ウ 土工設計・建設ガイドライン（排水計画、斜面对策、盛土など）
- エ 高橋脚橋梁設計・建設ガイドライン
- オ 山岳道路の運営・維持管理ガイドライン

（３）コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ WBS (Work Breakdown Structure)
- エ 業務フローチャート

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

本プロジェクトの期間は、2016年4月から2021年3月までの60ヵ月間であるが、本業務については、2017年8月の業務開始から2020年7月の業務終了期間までの36ヶ月間を一括の複数年度業務実施契約にて実施する。2017年8月から業務を開始し、2017年10月を目途にMonitoring Sheet Ver.2をJICA直営の長期専門家と協力して作成し、提出する。なお、Monitoring Sheet Ver.1は、2017年4月段階で2名の長期専門家により作成済みである。その後、6か月おきにMonitoring Sheetを作成・提出し、2020年7月上旬までに事業完了報告書を作成し提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

受注者の業務量は全体で約66M/Mを目途とする。

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

また、いずれかの専門家が、「業務調整」業務を兼務すること。

ア) 総括／斜面对策技術Ⅰ（2号）

イ) 山岳道路橋梁建設技術（3号）

ウ) トンネル建設技術（3号）

エ) 斜面对策技術Ⅱ／盛土建設技術

オ) 山岳道路付帯設備計画（トンネル設備、情報提供設備等）／山岳道路運営・維持管理（補助）

カ) 自然条件（地形／地質）

キ) 排水計画／山岳道路計画・調査（補助）

ク) モニタリング／評価

3. 対象国の便宜供与

現在のところ以下の施設および資機材がインド政府によって準備される予定である。

- ・ JICA 専門家用執務室（NHAI、NHIDCL のいずれかの建物内に 1 部屋。場合によっては長期専門家と同じ部屋となる可能性もあり）

4. 配布資料

- ・ 詳細計画策定調査報告書

- ・ R/D
- ・ 第 1 回 JCC ミーティングの議事録 (Minutes of Meeting) (2016 年 12 月 14 日付)
- ・ 第 2 回 JCC ミーティングの議事録 (Minutes of Meeting) (2017 年 4 月 28 日付)
- ・ PDM (英語版。第 2 回 JCC ミーティングで修正した Version.2)
- ・ PO (英語版。第 1 回 JCC ミーティングで修正した Version.1)
- ・ Monitoring Sheet (Version.1、2017 年 4 月作成版)

5. 機材

本プロジェクトでは、供与機材の調達は想定していないが、業務の実施に必要な資機材が想定される場合には、受注者は、その調達に必要な費用を別見積として計上すること。資機材の購入方法等は、「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン」(http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00001nk148-att/equ_201507_guide_01.pdf) に従うこと。また、資機材の仕様については、インドの事情に則し、プロジェクト終了後も先方の責任で維持管理可能なものとする。

なお、本契約において供与機材を調達する場合は、受注者が輸出貿易管理令及び輸出に関するその他法令により輸出申告書類として、許可証及び証明書の取得を要するか否かを確認し、JICA に対して所定の様式により報告するものとする。また、本契約により調達した資機材を含め、受注者がインドに持ち込み、本邦に持ち帰らない機材であり、かつ輸出許可を取得するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

6. 現地再委託

本プロジェクトでは現地再委託による業務は想定していない。

7. 見積もりの分離

必要に応じて以下の事項を別見積もりとして計上する。

- (1) 本邦研修費
- (2) インド国内の移動に必要な航空賃

インド国内の移動は、対象地域、頻度は現段階で明確にすることは非常に困難である。そのため、現段階で想定されるインド国内での活動を踏まえ、渡航地域を提案し、航空賃を別見積として計上を認める。

- (3) 機材費

なお、プロポーザルで提案・計上しない場合でも、業務開始後、現地活動の計画見直し結果に基づき、契約変更等により柔軟に対応する。

8. その他留意事項

- (1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA インド事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(3) 不正腐敗防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。